様式第６号の２（第52条の21関係）（裏面）

備考

１　□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（ＯＣＩＲ）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。

２　記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとすること。

３　記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入すること。

４　「対象年」の欄は、報告対象とした心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「検査」という。）の実施年を記入すること。

５　１年を通し順次検査を実施した場合、その期間内の検査の実施状況をまとめて報告すること。この場合、「検査実施年月」の欄には、報告日に最も近い検査実施年月を記入すること。

６　「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。

７　「在籍労働者数」の欄は、検査実施年月の末日現在の常時使用する労働者数を記入すること。

８　「検査を実施した者」の欄は、労働安全衛生法第66条の10第１項の規定により検査を実施した医師等について該当する番号を記入すること。検査を実施した者が２名以上あるときは、代表者について記入すること。選択肢２の「事業場所属の医師（１以外の医師に限る。）」には、同じ企業内の他の事業場所属の医師が含まれること。選択肢３の「外部委託先」には、健康診断機関や外部専門機関が含まれること。

９　「検査を受けた労働者数」の欄は、報告対象期間内に検査を受けた労働者の実人数を記入することとし、複数回検査を受けた労働者がいる場合は、１名として数えて、記入すること。

10　「面接指導を実施した医師」の欄は、労働安全衛生法第66条の10第３項の規定により面接指導を実施した医師について、該当する番号を記入すること。

11　「面接指導を受けた労働者数」の欄は、労働安全衛生規則第52条の15の規定により医師等が面接指導を受けることが必要と認めたもののうち、申出をして実際に医師による面接指導を受けた者の数を記入すること。

12　「集団ごとの分析の実施の有無」の欄は、労働安全衛生規則第52条の14の規定に基づき検査結果の集団ごとの分析の実施の有無について、該当する番号を記入すること。